プラネタリウム番組制作業務（令和８年度第４期番組・令和９年度第１期番組）
プロポーザル実施要領

大崎地域広域行政事務組合教育委員会

１　目的

この要領は，大崎地域広域行政事務組合（以下「本組合」という。）のプラネタリウム番組制作業務について，質の高い番組の提供により来館者の増加を目指すとともに，プラネタリウムの安定的な番組運営を確保するために，企画力，技術力及び業務の確実性を有する業者を公募型プロポーザル方式により特定することを目的とする。

２　定義

本業務委託の選定は公募型プロポーザル方式とする。

本公募型プロポーザルは，業務を遂行する提案者を選定する場合において，提案者の参加意欲を反映し，技術的適正を的確に把握するため，あらかじめ業務の概要及び参加資格等を公告する。また，提案書の提出を希望する者から参加資格確認申請書の提出を求め，提出された参加資格確認申請書により参加資格の審査を行う。次に，提案者から提案書の提出を求め，プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。最後に提案内容の審査及び評価を行うことにより，当該業務の内容に最も適した者を優先交渉権者として特定する手続きを行う。

３　業務概要

（１）業務名称　　プラネタリウム番組制作業務（令和８年度第４期番組・令和９年度第１期番組）

（２）業務場所　　宮城県大崎市古川穂波三丁目４番 20 号
大崎生涯学習センター

（３）業務期間　　契約締結の翌日から令和９年５月 28 日まで

（４）業務内容　　別紙「プラネタリウム番組制作業務（令和８年度第４期番組・令和９年度第１期番組）　仕様書」による

（５）提案上限額　　２作品（令和８年度第４期番組・令和９年度第１期番組）の合計金額
6,583,060 円（消費税及び地方消費税を含む）

４　参加資格等

プロポーザルに参加できる者は，次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

（２）大崎地域広域行政事務組合又は大崎市からの指名停止を受けていないこと。

（３）破産の予防を目的とした特別清算の手続を裁判所に申請していない者であること。

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき，再生手続開始の申立てをしていないこと。

（５）銀行取引停止となっていないこと。

（６）公告の日において，「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」（平成 24 年 10 月１日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。

５　選定スケジュール

本公募型プロポーザルに係る選定スケジュールは次のとおりとする。

（１）公告　令和８年 11 月 10 日（火）
（令和８年度第４期番組・令和９年度第１期番組）

（２）質問受付期間　令和８年 11 月 11 日（水）から
11 月 14 日（土）まで（午後４時必着）

（３）参加申請書類受付期間　令和８年 11 月 11 日（水）から
11 月 17 日（火）まで（午後４時必着）

（４）参加資格審査の結果通知　令和８年 11 月 18 日（水）

（５）番組企画提案書受付期間　参加資格審査結果通知の日から
令和８年 11 月 26 日（木）まで（午後４時必着）

（６）プロポーザル審査委員会　令和８年 12 月２日（水）
（プレゼンテーション，ヒアリング，番組企画提案書等の審査及び優先交渉権者の選定）

（７）番組審査結果通知・公表　令和８年 12 月上旬
（令和８年度第４期番組・令和９年度第１期番組）

（８）番組契約締結・発注　令和９年１月中旬

６　参加申請書類の提出

参加申請に必要な書類は次のとおりとする。

（１）参加資格確認申請書（様式１）

（２）誓約書（様式２）

（３）会社概要書（様式３）

（４）提出方法　持参，郵便書留又は簡易書留のいずれかとする。なお，メールでの提出は認めない。（持参の場合は，午前９時から午後４時まで月曜日を除く，月曜日が祝日の場合は翌火曜日を除く）。

（５）提出先　〒989-6136　宮城県大崎市古川穂波三丁目４番 20 号
大崎生涯学習センター「パレットふるしんホール」
TEL　0229-91-8611　　FAX　0229-91-8264
E-mail　palette.planet@osakikoiki.jp

（６）提出期限　令和８年 11 月 17 日（火）まで（午後４時必着）

（７）提出部数　各１部

7　質問の受付及び回答

質問の受付及び回答に関する内容は次のとおりとする。

（1）質問書（様式4）

（2）提出方法　　メール（電話，口頭による質問は受け付けない）

（3）提出先　　6　参加申請書類の提出先と同様とする。

（4）提出期限　　令和8年11月14日（土）まで（午後4時必着）

（5）回答期限　　令和8年11月15日（日）まで

（6）回答方法　　提出された質問事項及び回答は，随時本組合ウェブサイトに掲載

（7）閲覧期間　　令和8年11月26日（木）まで

8　番組企画提案書の提出

番組企画の提案に必要な書類は次のとおりとする。

（1）番組企画提案書

ア　企画（番組）内容は，仕様書を参考とすること。

イ　タイトル，制作年，作品画像，投影時間，概要，対象年齢の6項目を明記した作品一覧表（A4縦）を提出すること。

ウ　追加で提供可能な番組，その他のソフト等又は集客増につながる提案（配布用ノベルティ，番組関連ディスプレイなど）は，その概要を併せて提出すること。

エ　企画書等には，会社名は記載しないこと。

（2）見積書

ア　宛名は，大崎地域広域行政事務組合　管理者　大崎市長　中島源陽とすること。

イ　見積書には，番組毎の見積額を別紙内訳書の様式により提出すること。

（3）提出方法　　6　参加申請書類の提出方法と同様とする。

（4）提出先　　6　参加申請書類の提出先と同様とする。

（5）提出期限　　令和8年11月26日（木）まで（午後4時必着）

（6）提出部数

ア　企画提案書　　15部

イ　試写用DVD　　15枚

ウ　見積書（内訳書含む）　　1部

エ　その他　　必要部数

9　番組企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合，提案は無効とする。

（1）提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

（2）提出書類に虚偽の記載があった場合

（3）本組合管理者が提案を依頼した者以外が提案した場合

（4）提案者が他人の提案を代理した場合

（５）提案に対して談合等の不正行為があった場合

（６）見積書の金額，住所，氏名，印影，若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい見積を提出した場合

（７）その他，あらかじめ指示した事項に違反した場合や，求められる義務を履行しなかった場合

10　プレゼンテーション及びヒアリングの実施

番組企画提案審査の過程において，次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとする。時間については，各者に後日通知する。

（１）実施日時　　令和８年 12 月２日（水）

（２）実施場所　　大崎生涯学習センター

（３）実施方法及び留意事項

ア　各者のプレゼンテーション及びヒアリング時間は，提案説明 20 分以内，質疑応答 10 分程度とする。

イ　出席者は，１者につき３名以内とする。

ウ　実施中は，他の提案者の会場への入室は不可とする。

エ　説明資料，パソコン等の準備は，前者終了後の調整時間である 10 分以内に行うこと。

オ　パソコンによるプレゼンテーションを行う場合は，スクリーン，プロジェクターは本組合で準備するが，パソコンは参加者が持参すること。

カ　事前に提出された番組企画提案書類は，本組合が審査員に配付する。

キ　説明は，番組企画提案書類に記載した内容を逸脱しない範囲で行うこと。

（４）ヒアリングの中止

緊急的にヒアリングを中止する場合には，電話又はメールで連絡を取ることとする。

11　審査方法等

（１）審査方法

提出された企画提案書等の内容により，プラネタリウム番組制作業務プロポーザル審査委員会において審査する。審査の結果により「優先交渉権者及び次点者」を決定する。提案上限額を超えている場合は，当該提案者を失格とする。なお，審査は非公開とする。

（２）評価の基準とする区分及び評価並びに評価割合

審査にあたっての評価配点等は別添のとおりとする。

（３）審査結果

審査結果は，本組合ウェブサイトに掲載する。なお，優先交渉権者１者，次点者１者については，特定した旨を通知するものとする。審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。また，審査の経緯に関する質問についても一切受け付けない。

12　契約の締結

次のとおり契約の締結を行うものとする。

（1）本組合は，審査により特定した者と契約を行うものとする。（地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号による随意契約）

（2）予定価格は，優先交渉権者から提案された企画を実施するために必要な見積書及び見積内訳書を参考に算定する。

（3）本組合は，優先交渉権者と提案された内容を精査し，見積合わせを行い，業務委託契約を締結するものとする。ただし，優先交渉権者が本要領で規定する要件に該当しないと認められた場合又は契約締結交渉が不調となった場合は，本組合は，次点者と契約交渉を行うことができるものとする。

13　プロポーザル審査委員会の中止等

プロポーザル審査委員会を実施することができないと認めるときは，プロポーザル審査委員会の実施を中止又は延期することがある。

14　情報の公表

次の各号に定めるプロポーザル実施に関する情報について，本組合ウェブサイトへの掲載その他の方法によって公表するものとする。

（1）プロポーザルの参加者名

（2）候補者名

（3）評価結果一覧表（ただし，選定された候補者以外の参加者名部分については非公表とする。）

（4）プロポーザル審査委員会委員名

15　その他の留意事項

（1）本選定に係る一切の費用は，全て参加者の負担とする。

（2）書類提出後の企画書等の修正又は変更は認めない。

（3）提出書類の著作権は企画提案者に帰属するが，本組合が本提案公募の結果報告，公表等のために必要な場合は，提出書類の内容を無償で使用できることとする。

（4）企画書等は，事業者の選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。

（5）提出された企画書等は返却しない。